

年金三二知識

問い合わせ 戸籍・年金担当
☎76-2151 内線222、223

専業主婦の皆さん！ご存知ですか

第3号被保険者である奥様へ
厚生年金や共済年金などに加入するご主人に扶養されている奥様は、国民年金の第3号被保険者です。保険料はご主人の年金制度が負担しますので、奥様の名前で個別に納める必要はありません。

しかし、ご主人の定年退職や仕事を辞めた場合に注意が必要です。

変更手続きが必要な場合があります
第3号被保険者の立場はご主人あつてのもの。例えばご主人が60歳で定年退職した場合、年金受給権があるご主人は年金に加入する必要がなくなります。しかし、奥様が60歳に満たない場合は、第3号から第1号被保険者への変更手続きをして保険料を納めなければなりません。

専業主婦の方が手続きを忘れがち
専業主婦の奥様の場合、この変更手続きを忘れがちです。ご主人の定年だけでなく、ご主人が仕事を辞めたときも、ご主人の国民年金への加入届けと共に、奥様は第3号から第1号への変更届を役場窓口へ提出しましょう。

法人道民税・法人事業税・地方法人特別税の申告はインターネットで！

北海道では、地方税ポータルシステム（エルタックス）を利用し、インターネットによる法人道民税・法人事業税・地方法人特別税の申告を受け付けています。

利用できるのは、北海道に申告を行う納税者（税理士等代理人を含む）で、利用届出の手続きをされている方です。

利用開始の方法など、詳細についてはエルタックスホームページをご覧ください。

<エルタックスホームページ>
<http://www.eltax.jp/>

問い合わせ先
オホーツク総合振興局税務課事業税
間税係 ☎0152-41-0613

個別的労使紛争あっせん制度で労働トラブルの解決を支援

突然の解雇や賃金未払いなど、個々の労働者と使用者間に発生した労働紛争の解決に向け、専門のあっせん員がお手伝いします。

利用は無料で当回事者のプライバシーは厳守。
札幌から遠い地域は現地に出向きます。どうぞご利用ください。

問い合わせ先

【あっせん】

北海道労働委員会事務局 ☎011-204-5667
月～金曜日 午前8時45分～午後5時30分
（祝日、年末年始を除く）

【労働相談】

労働相談ホットライン ☎0120-81-6105
月～金曜日 正午～午後8時（祝日、年末年始を除く）

消防救急無線のデジタル化について

美幌・津別広域事務組合からのお知らせ

消防救急無線は電波法の改正により、アナログ無線からデジタル無線への移行が決定しました。美幌・津別広域事務組合では平成25年4月1日に切替を行います。

無線のデジタル化によってどう変わるのでしょうか？

①無線サービスエリアの拡大

デジタル化により、現在のアナログ無線よりサービスエリアが広がり（居住者地区カバー率：美幌町＝100％・津別町＝99.4％）、郊外地区の不感がほとんど解消され、消防活動等の速やかな情報伝達が可能となります。

②通信の秘匿性の向上

暗号化されたデジタル信号は、一般の人が傍受する事が出来ません。そのため火元責任者や傷病者等のプライバシー（住所・氏名・怪我の程度など）が守られます。

組合からのおねがい

・美幌消防署南側駐車場に、高さ25mの基地局アンテナを、津別町共和三角点と本岐消防分団詰所に高さ20mの基地局アンテナを設置します。工事期間中はご迷惑をお掛けしますがご協力をお願いします。

・今まで消防無線を傍受していた方は、デジタル化により不可能になります。災害時の電話による問い合わせは通信業務の混乱を招き、災害活動に支障をきたしますのでご遠慮ください。
なお、災害時には、【災害情報案内ダイヤル ☎72-0899】を、日曜・祝祭日の病院問い合わせは【当番病院案内ダイヤル ☎72-1899】をご利用ください。

問い合わせ先 美幌・津別広域事務組合消防本部グループ
通信担当 ☎73-1211（代表）

大規模な（1ヘクタール以上の売買）土地取引には届け出が必要です

1ヘクタール以上の土地取引を行った場合、買い主は、契約の締結した日を含め2週間以内に土地の所在する市役所、町村役場に土地の利用目的などの届け出が必要となります。

届け出を行う人	買い主のみ
届け出の期間	契約締結日を含め2週間以内
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> 届出書 1部（3部複写） 土地売買契約書（写し） 3部 位置図 3部 地積図 3部 森林林班図 1部（任意・土地が森林の場合、参考資料として提出） 森林調査簿 1部（任意・土地が森林の場合、参考資料として提出）

問い合わせ先

住民企画課住民企画グループ ☎76-2151（内線215）

10月は町道民税第3期 国保税第5期の納付月です

納付期限は10月31日（水）

口座振替をご利用の方は、預金残高のご確認をお願いいたします。

問い合わせ先 ☎76-2151 税務担当（内線220・221）
収納担当（内線218）

公衆浴場営業時間の変更について

10月2日より公衆浴場の営業時間が変わります



営業時間

午後3時～午後9時

問い合わせ先

住民企画課環境衛生担当
☎76-2151（内線217）

木質ペレットストーブ購入費補助のご案内

地球温暖化防止や津別町の森林資源の地産地消を目指し、木質ペレットストーブを購入する方に対して、購入費の一部を補助します。

補助の対象者

津別町内に住所を有し、町内の住宅や事業所、自治会などの活動拠点施設に木質ペレットストーブを設置する方
町税を滞納していない方
平成25年3月31日までに購入し、設置できる方
ペレットストーブの使用状況等について、町が行うモニター調査に協力できる方

補助金の額等

ペレットストーブ（中古品を除く）本体（設置費等を除く）の税抜き価格の3分の2以内（千円未満は切り捨て）で、1台25万円を限度とします。

その他

設置完了後、補助事業等実績報告書を提出していただきます。
町による現地確認調査を実施します。
補助金の交付は、現地調査後となります。
その他、津別町木質ペレットストーブ導入支援事業補助金交付要綱によります。

補助の申請書類

補助金等交付申請書
経費の内訳が明記されている見積書の写し
ペレットストーブ設置位置図及び平面図
町長が発行する納税証明書
ペレットストーブの仕様等が確認できるカタログ

補助を希望される方は、ペレットストーブ購入前に補助の申請手続きを行ってください。

問い合わせ・申請先 産業振興課 林政グループ ☎76-2151（内線259）